

令和5年度

事務事業評価シート

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名				
01	02	03	01	124750	証明書コンビニ交付サービス事業費				
総合計画	分野	05	行政経営		政策	01 効率的・効果的な行政運営			
	施策	01	窓口サービスの充実						
目的	市民が利用しやすい窓口サービスを提供するため、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの各種証明書交付サービスを行う。								
対象	市民及び本籍人								
意図	証明書の交付場所及び交付時間の拡大により市民の利便性の向上と窓口事務の効率化を図る。								
事業概要	○各種証明書のコンビニ交付 10,212千円 交付場所 : キオスク端末が設置されている全国のコンビニエンスストアなど (市内は、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ユニバース) 交付時間 : 午前6時30分～午後11時 (戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写しは、平日の午前9時～午後5時15分) 交付証明書 : 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税(所得)証明書、 戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄・抄本)、戸籍の附票の写し ○システム改修に係る経費 0千円 事業者端末更改等に伴う経費								
市民参画の有無	対象外								
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会		事業協力・協定		後援・協賛	補助・助成	委託
活動指標					単位	区分	R04	R05	R06
1	個人番号カード交付累計枚数				枚	計画	94,431.00	93,493.00	
						実績	59,889.00	69,995.00	
2						計画			
						実績			
3						計画			
						実績			
成果指標					単位	区分	R04	R05	R06
1	住民票や戸籍謄本等のうちコンビニで交付された割合				%	目標	15.30	21.70	
						実績	15.30	27.10	
2						目標			
						実績			
3						目標			
						実績			
成果指標の達成度		○	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析（成果指標を設定しない場合は、その理由を記載）		
コンビニ交付サービスを利用する際に必要なマイナンバーカードの交付については、令和3年12月総務省通知「マイナンバーカード交付円滑化計画の再改訂について」に基づき、令和4年度末までにほぼ全国民に個人番号カードが行き渡ることを目指す観点から更なる普及促進の取組みを実施するため、各市町村においてマイナンバーカード交付円滑化計画を再改訂の上、交付体制の整備や普及促進を計画的に取り組んできた。マイナンバーカードの交付枚数は、令和3年度11,631枚、令和4年度28,133枚、令和5年度10,106枚（R5-R4年度比64.08%減）となっており、令和4年度はマイナポイント事業やQRコード付き申請書の再送付により、大幅に増加した。各種証明書の全体の交付件数は、情報連携による申請書等への証明書添付省略等に伴い減少（R5-R4年度比3.12%減）したが、コンビニ交付サービスによる交付件数は、令和5年1月4日から令和5年12月28日まで一部の証明書について交付手数料を減額したため、交付割合は増加（R5-R4年度比71.46%増）している。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	法律に基づく住民票等の証明書は、地方自治体しか発行できない。
	○ 妥当である	
	見直し余地がある	
	妥当でない	
有効性	成果の向上余地	令和6年3月末日現在、マイナンバーカードの交付率は全国78.7%、本市75.8%となっており、マイナンバーカードの普及拡大を進めることにより、コンビニ交付サービスによる証明書交付率の向上が期待できる。
	○ 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費は経常経費が大部分を占めており削減の余地はない。人件費はコンビニ交付サービスによる証明書の交付割合の増加に伴い、将来的に証明書交付窓口の混雑緩和につながる事が期待できる。
	事業費の削減余地がある	
	○ 人件費の削減余地がある	
	どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	コンビニ交付サービスは全市民・本籍人を対象とし、個人番号カードがあれば誰でも利用できる。コンビニ交付サービスの利用に当たっては、その都度、利用者が定められた手数料を納付する。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
	○ 適正である	
総合評価	今年度の振り返り	コンビニ交付サービスの継続実施は、証明書の交付場所及び交付時間の拡大につながっており、市民の利便性を高めることができた。また、令和5年12月28日まで、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（所得）証明書のコンビニ交付手数料を300円から200円に減額したことにより、コンビニ交付サービスによる証明書交付率が向上した。
	次年度に向けて	身近なコンビニエンスストア等で、市窓口開庁時間外に住民票の写し等の証明書を取得できることから、引き続き証明書コンビニ交付サービスの利便性について周知を図る。また、証明書コンビニ交付サービスの利用に必要なマイナンバーカードの交付についても、土日交付や出張申請を検討し、継続的にマイナンバーカードの普及に努める。